

淀川水系流域委員会 第2回住民参加部会検討会（2006. 5. 25）結果報告		2006. 6. 2 庶務発信
開催日時	2006年5月25日（木）16：00～18：50	
場 所	京都会館 会議場	
参加者数	委員 11名 河川管理者 33名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般意見の提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」の表紙の修正について、部会委員から意見を募集する。募集した意見を参考にして、川上委員が住民参加部会としての案を作成する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 平成17年度事業進捗状況の点検項目について</p> <p>河川管理者より資料1-2「淀川水系河川整備計画進捗状況報告（住民参加部会）」を用いた説明がなされた後、説明内容と資料1-1「平成17年度事業進捗の点検項目選定表（住民参加部会）」で選定された項目について、意見交換が行われた。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <p>○計画-1-1 河川レンジャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄河川以外での河川レンジャー制度はどうなっているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←現在は制度作りの段階のため、直轄河川が河川レンジャー制度の範囲となっている（河川管理者）。 ←将来的には河川全体で取り組んで頂きたい。例えば桂川では、狭いエリアで直轄・非直轄に区別されている。直轄河川以外でもぜひ取り組んで欲しい。今後は直轄区間以外の自治体とも協力していくのか。 ←その方向で考えていきたい（河川管理者）。 ・各河川事務所で進捗状況が違っているが、河川事務所間での情報交換はしているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←河川レンジャー制度は試行段階にあり、進捗状況や選定手順等、河川事務所によってバラバラだ。まさにこれから事務所間による全体会議を開いて話を詰めていく（河川管理者）。 ・河川レンジャー制度の目標と問題点は？ <ul style="list-style-type: none"> ←整備計画を進めていくためには、地域住民との二人三脚が必要だが、全住民を相手にするのは難しい。河川の知識とリーダーシップを持った通訳代わりの機能を有した河川レンジャーを期待しており、一緒に河づくりをやっていく（河川管理者）。 ←木津川は大きな洪水を経験しているので、河川レンジャーには「洪水の怖さ」を伝えてもらうことも期待している（河川管理者）。 ←猪名川では住民活動団体と河川レンジャーの境界がはっきりしなくなった点が反省点だ。レンジャー制度によって、行政相手だと身構えてしまう住民との連携がとれやすくなると思っている（河川管理者）。 ・清掃活動や動植物保護とは違う点での河川レンジャー制度を設計していく必要がある。 ・住民が河川のことを考える「きっかけづくり」が河川レンジャー制度の柱だろう。河川を自然教育の場として位置づけて欲しい。 ・琵琶湖河川事務所の河川レンジャーアドバイザー委員会は評価機関なのか。また、河川レンジャーの任期1年はプランナーとしては短いと感じた。 <ul style="list-style-type: none"> ←評価ではなく、河川レンジャーの支援・補佐を行う。任期については「とりあえず」という位置づけだ（河川管理者）。 ・河川レンジャー選出の方法が明確になっている必要がある。（レンジャー公募のチラシについて）住民との通訳機能は「中立」であろうがなかろうが、可能だ。行政が選出する以上「中立」ではない。「中立」をことさら強調する必要はない。 ・河川レンジャーについて河川管理者の全体会議が開かれたそうだが、各河川事務所の河川レンジャー制度を比較表で示してもらえればわかりやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ←全体会議を通じて、それぞれの河川事務所で進捗も報告もバラバラだということがわかった。今後どう調整するかも含めて検討していく。どういう視点で表としてまとめればいいのか、教えて頂きたい。現時点では各河川事務所で方向性が違うので、横軸でまとめるのは難しい（河川管理者）。 ・各河川事務所での取り組みの具体的な中身まで説明してもらえればわかりやすい。 <p>○治水-1-1-1 水害に強い地域づくり協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備内容シートに記載されている「住民会議」はまだ立ち上がっていない。住民勉強会をそれぞれの地域で 		

開いて、今後どうしていくかを模索中だ（河川管理者）。

- ・草津市が建築物の浸水対策条例を制定すると発表した。水害に強い地域づくり協議会等と一緒にやっていく中で、自治体が検討を進めた事例の1つだ（河川管理者）。
- ・自治体那不熱心な場合はどうするのか。河川管理者は主役ではない。河川管理者は自治体と住民をうまくとりもつようにやって欲しい。自治体同士の仲が悪いところもある。こういった状況をなんとかしようというのが水害に強い地域づくり協議会だろう。

② 「一般からの意見提出と配布、および一般傍聴者の意見聴取の方法」について

「一般からの意見提出と配布、および一般傍聴者からの意見聴取の方法」について検討がなされ、「1. 決定事項」の通り、決定した。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員会の提案は「意見抑制になる」等の一般意見が出されているが、提案に賛成だ。ルール違反の意見も、3～4月間程度の試行期間中は受け付け、試行期間が完了した時点で対応を検討すればよい。
- ・ルール違反の意見については、都度、部会長がコメントすればよい。
- ・転用・転載、同資料の重複配布、A3資料については、委員会側がきちんと対応していかないといけない。
- ・「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」の表紙の修正案を作るべきだ。一般傍聴者から「委員会運営に支障をきたした」等の記述に対して「具体的に指摘すべき」といった意見が出されている。これらを考慮して、住民参加部会としての案を作してほしい。

③ 今後の検討の進め方について

平成17年度事業進捗状況の点検への意見書作成プロセスについて意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・住民参加が関連している項目については住民参加部会としても意見を述べないといけないと思う。
 - ←利水の場合、利水に関連する項目は地域別部会から省いた。同じことが住民参加部会にも当てはまるのではないか。例えば、猪名川部会は猪名川の河川レンジャーに意見を言う。地域別部会と住民参加部会で重複が生まれ、委員の負担が増える（委員長）。
- ・全地域別部会の「河川レンジャー」は、住民参加部会に任せるという形がわかりやすい。
- ・作業効率を考えて、住民参加部会で引き受ける項目を選定した方がよい。
- ・河川管理者と委員による選定項目に対して意見を述べるのは分かるが、選定項目以外はどうするか。
 - ←ほとんどが「その通りでよい」という意見になるかもしれないが、全項目に意見を言いたい。分担して委員個人の意見を書き、全委員に照会するようにしたい（委員長）。
 - ←進捗点検は毎年行う。「2月に整備内容シートの進捗点検状況を示して5～6月に意見を頂く」というサイクルを毎年やっていきたいと考えている（河川管理者）。
- ・どの項目に対して意見を述べるのか、運営会議で選定してもらってはどうか。
 - ←検討したい（委員長）。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。